

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の趣旨

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、自殺対策を総合的に推進していく計画として策定。

2 計画の位置付け

青森市総合計画前期基本計画（2019年2月策定）第4章「やさしい街」の実現に向けて自殺の予防を含めたこころの健康づくりを総合的に進める事業計画。自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく市町村自殺対策計画。

3 計画の期間

令和元年度（令和元年12月）～令和5年度

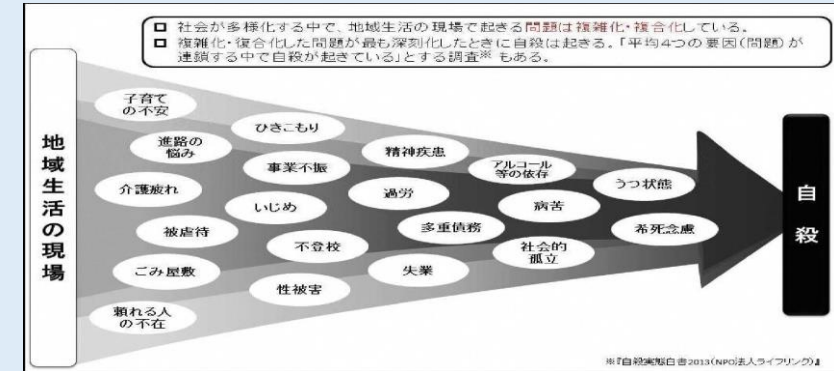
4 計画の目標

2023年までに自殺死亡数を14.8以下とする

\*青森市総合計画前期基本計画”目標とする指標”と同じ

5 自殺対策の考え方

〔自殺の危機要因イメージ図〕



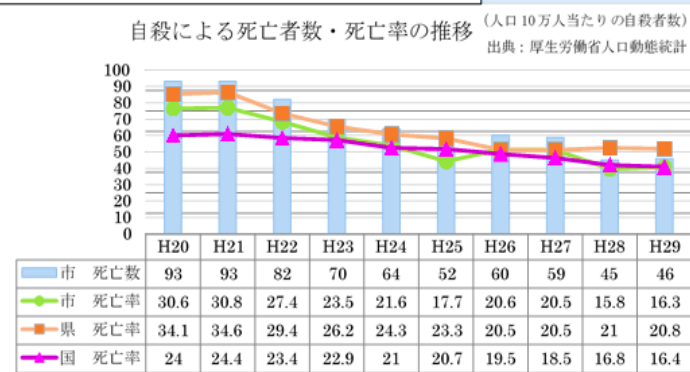
地域生活の中では、複雑化、複合化した問題が深刻化し、自殺に追い込まれるという危機が誰にでも起こり得る可能性があります。本市においては、誰も自殺に追い込まれることがなく安心して生活が送れるよう、こころの不安や悩みなどに早期に気づき、つなぎ、見守り、支援する社会の環境づくりを進めながら、医療、福祉、教育、労働などのさまざまな分野の組織や人、施策が密接に連携し、取り組んでいく必要があります。

第2章 青森市における自殺の現状

1 自殺の特徴

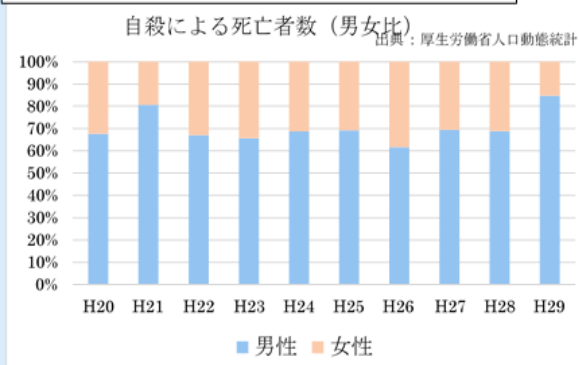
1) 自殺率は減少傾向

H20年：30.6、H25年：17.7、H29年：16.3



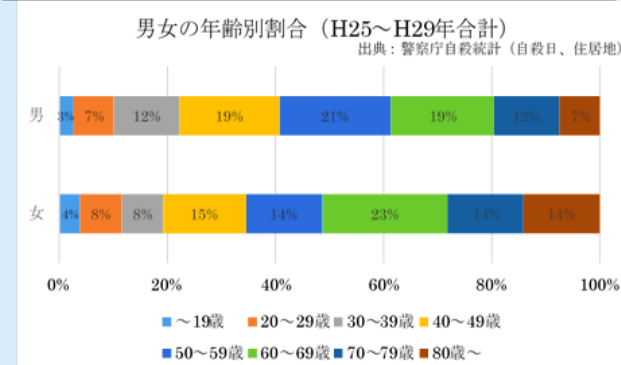
2) 男性自殺者が多い

H29年男女比 約 8 : 2



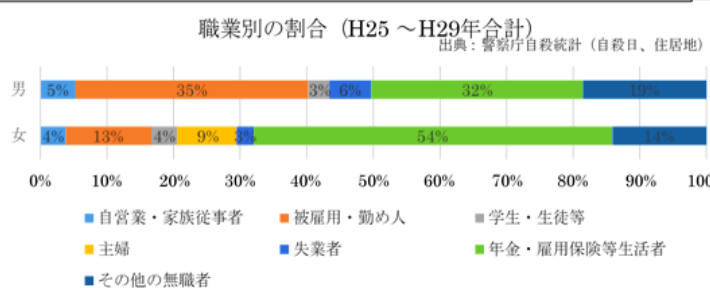
3) 男性は「働き盛り世代」、女性は「60歳以上」の割合が大きい

男性 30～59歳：52%、女性 60歳以上：51%



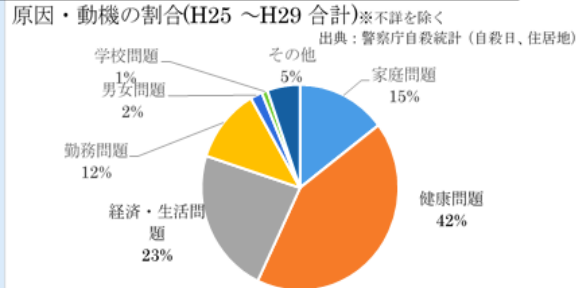
4) 男性は被雇用・勤め人、女性は年金・雇用保険等生活者の割合が大きい

男性：被雇用・勤め人 35%、女性：年金・雇用保険等生活者 54%



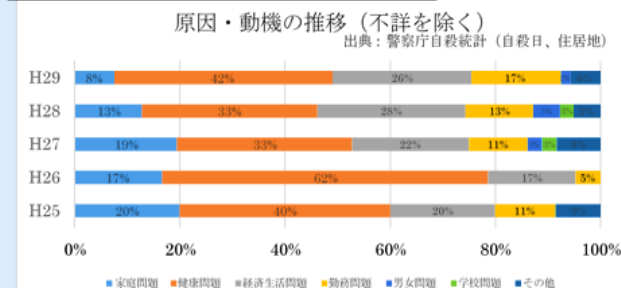
5) 「健康問題」と「経済・生活問題」が多い

健康問題：42%、経済・生活問題：23%



6) 「勤務問題」の割合が増加傾向

H25年：11% ⇒ H29年：17%



2 これまでの自殺対策の取組と課題

自殺予防に向けた取組状況

- 人材育成 ゲートキーパーの養成（平成22年度～）
- 普及啓発 パネルの展示（平成26年度～）  
広報媒体の活用（平成26年度～）  
リーフレットによる啓発（平成22年度～）  
こころの体温計（平成24年6月～）
- 相談支援 こころの相談窓口（平成22年8月～）  
自殺未遂者等への訪問

本市の課題

- 関係機関との連携強化
- ゲートキーパー養成による人材育成
- 高齢者に対する支援
- 働き盛り世代に対する支援
- 20歳未満の世代に対する支援
- 健康問題を抱えている人への支援